

# 大分県報

令和六年  
第五三六号  
八月二十三日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 救急病院等の認定.....
- 保育士の登録に係る手数料の徴収事務の委託.....
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく縦覧.....
- 土地改良区の定款変更認可.....
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除.....
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....

### ○告示

#### 大分県告示第三百九十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和六年八月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

救急病院 ・救急診 療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	大分健生病院	大分市古ヶ鶴一丁目一番一五号	令六・八・一から 令九・七・三日まで
救急病院	社会医療法人財団 天心堂 へつぎ病 院	大分市大字中戸次字二本木五九五六 番地	令六・八・一から 令九・七・三日まで

救急病院	河野脳神経外科病 院	大分市大字森町字花ノ木通五一一番 地一	令六・八・一から 令九・七・三日まで
救急病院	社会医療法人長門 莫記念会 長門記 念病院	佐伯市鶴岡町一丁目一番五九号	令六・八・一から 令九・七・三日まで
救急病院	一ノ宮脳神経外科 病院	日田市竹田新町六九〇番地の一四	令六・八・一から 令九・七・三日まで
救急病院	中津市立中津市民 病院	中津市大字下池永一七三番地	令六・八・一から 令九・七・三日まで
救急病院	中津脳神経外科病 院	中津市大字福島一〇五五番地	令六・八・一から 令九・七・三日まで

#### 大分県告示第三百九十五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり保育士の登録に係る手数料の徴収事務を委託した。

令和六年八月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 受託者の住所及び名称  
東京都千代田区麹町一丁目六番地二  
社会福祉法人日本保育協会  
理事長 吉田 学
- 二 委託期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

#### 大分県告示第三百九十六号

次の者から提出のあった産業廃棄物処理施設の設置許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第四項の規定により、次のとおり告示するとともに、当該許可申請書等を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの

令和六年八月二十三日

大分県報（告示）

意見書を提出することができる。

令和六年八月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びにその代表者の氏名

佐伯市弥生大字井崎二百四十七番地

エコセンター力南株式会社

代表取締役 佐 藤 元

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

佐伯市宇目大字南田原字小辺迫二千四百三十二番五ほか一筆

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号に規定する安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類（以上五種類 石綿含有産業廃棄物を含む。）

五 申請年月日

令和六年七月二十二日

六 縦覧期間

令和六年八月二十三日から同年九月二十四日まで

七 縦覧場所

大分県生活環境部循環社会推進課及び南部保健所

大分県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和六年八月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

土地改良区名

所在地

認可年月日

片白溜池土地改良区

速見郡日出町

令六・八・六

大分県告示第三百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和六年八月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定を解除する区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指定年月日及び告示番号	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
朝日川	豊後高田市松行	土砂災害警戒区域	土石流	平成二十三年三月十一日大分県告示第九十五号	別図のとおり		（「別図」は、省略し、豊後高田土木事務所にて備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和六年八月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する	備考

称	朝日川	両田谷	2 両田谷	3 両田谷	相原谷	2 相原谷	3 相原谷	大曲谷	大曲2	鳴子川
	豊後高田市松	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	玖珠郡
	豊後高田市松	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	玖珠郡
	豊後高田市松	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	豊後高田市田	玖珠郡
自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項										
	（「別図」は、省略し、豊後高田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）									（「別図」は、省略し、玖珠土木事務所に備え
	北方川3号	朝日台川②	千町無田川4号	口ノ園川4号	相狭間川4号	麻生釣川①	千町無田川6号	花牟礼		
野	玖珠郡大字田	玖珠郡大字田	玖珠郡大字田	玖珠郡大字田	玖珠郡大字田	玖珠郡大字田	玖珠郡大字田	玖珠郡大字田		
区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域		
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流		
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		
	置いて縦覧に供する。）									

令和六年八月二十三日

大分県報(告示)

三

富迫⑦	栗野②	串野⑩	② 下桐木	① 下桐木	菅原④	① 奥郷川	川①
野 大字粟 治及び 大字引 九重町 玖珠郡	限 大字大 野及び 大字粟 九重町 玖珠郡	原 大字菅 九重町 玖珠郡	原 大字菅 九重町 玖珠郡	原 大字菅 九重町 玖珠郡	原 大字菅 九重町 玖珠郡	野 大字田 九重町 玖珠郡	野 大字田 九重町 玖珠郡
区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
と おり	と おり	と おり	と おり	と おり	と おり	と おり	と おり
別 図の とおり	別 図の とおり	別 図の とおり	別 図の とおり	別 図の とおり	別 図の とおり	別 図の とおり	別 図の とおり
別 図の とおり	別 図の とおり	別 図の とおり	別 図の とおり	別 図の とおり	別 図の とおり		

令和六年八月二十三日

大分県報（告示）